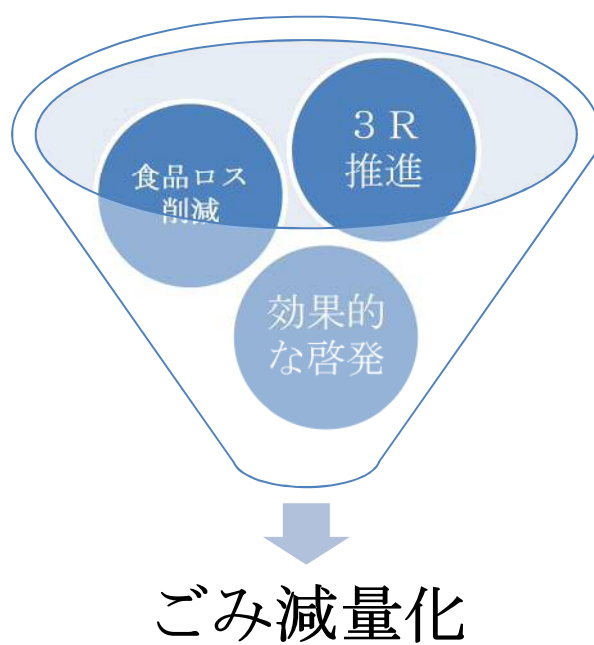


豊明市家庭系ごみ減量化実施計画



平成31年3月

豊明市

豊明市家庭系ごみ減量化実施計画について

家庭系ごみ減量化については、平成28年7月に東部知多衛生組合構成市町の部課長と東部知多衛生組合職員で組織する「ごみ減量化会議」を設け、ごみの減量化に効果があるとされるごみ処理手数料の有料化を中心に研究を進め、平成29年1月に「ごみ減量化会議報告書」を作成し、2市2町の首長に報告・提案しました。

「各市町において、平成29年度からごみ減量化の施策の1つとしての家庭系ごみの有料化の導入に向けた議論を進めること。」と提案されたことから、平成30年1月に実施した平成29年度第1回豊明市環境審議会において市長より「ごみ減量化に向けて今後の取組むべき施策について」を諮問しました。その後審議会において慎重な審議を重ねた結果、平成30年5月の平成30年度第2回豊明市環境審議会において答申を受けました。

答申書を踏まえ本市では、「ごみの減量化」「市民負担の公平性の確保」及び「財政負担の軽減」を目的として「豊明市家庭系ごみ減量化実施計画」を策定し、家庭系可燃ごみの排出量を現状より20%削減したうえで1人1日当たりの家庭系ごみの量を減らすことを目標にごみの減量化を進めてまいります。

市民の皆様のこの計画に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 ごみ処理量の推移

豊明市の家庭系ごみは、平成24年度と平成29年度を比較するとその総量は増加しており、1人1日当たりの量も増加しています。

内訳を細かく見てみると、可燃ごみの量が1.7%増加していることや、東部知多クリーンセンターに直接搬入されるごみが約10%増加していること、リサイクル率が6.4%減少していることが目立ちます。(表1)

1人1日当たりの家庭系ごみの量は、(表2)のとおり、県内54市町村中11位であり、東部知多管内では一番少ない状況です。しかし、東部知多衛生組合の構成市町がごみ処理手数料の有料化を含めたごみの減量施策に力を入れており、本市においてもごみの減量化目標を定め、家庭系ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

(表1) 家庭系ごみ量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系ごみの量の総計 (t) ※1	12,482	12,320	12,355	12,539	12,490	12,622
家庭系収集ごみ量 (t)	11,993	11,850	11,880	12,000	11,958	12,084
可燃ごみ (t)	11,405	11,330	11,382	11,498	11,484	11,604
不燃ごみ (t)	503	450	433	442	408	409
粗大ごみ (t)	85	70	65	60	66	71
直接搬入ごみ量 (t)	489	470	475	539	532	538
人口 (人)	68,419	68,521	68,445	68,609	68,788	68,816
1人1日当たりの家庭系ごみの量(g)	500	493	495	499	497	503
家庭系資源量 (破碎後資源物含む)	5,384	5,203	4,936	4,767	4,434	3,952
家庭系ごみの量の総計 (資源含む) (t) ※2	17,652	17,339	17,115	17,123	16,759	16,423
リサイクル率 (%)	30.5	30.0	28.8	27.8	26.5	24.1

参考：一般廃棄物処理事業実態調査(愛知県)(家庭系資源量(破碎後資源物含む)、家庭系ごみの量の総計(資源含む)及びリサイクル率を除く)

豊明市清掃事業概要(豊明市)(家庭系資源量(破碎後資源物含む)、家庭系ごみの量の総計(資源含む)及びリサイクル率)

※1 家庭系ごみ量の総計=可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ

※2 家庭系資源量(破碎後資源物含む)には、不燃ごみを破碎した際に資源となる物も含まれているため、家庭系ごみの量の総計と家庭系資源量(破碎後資源物含む)の合計とは異なります。

(表2) 県内市町村の1人1日当たりの家庭系ごみの量(単位:g/人・日)(平成28年度)

順位(54市町村)	市町村名	1人1日当たりの家庭系ごみの量 ※
1	幸田町	408g
11	豊明市	497g
19	大府市	526g
20	東浦町	528g
32	阿久比町	556g
54	飛島村	794g
愛知県平均		527g

出展：平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査(愛知県)

※豊明市の1人1日当たりの家庭系ごみの量=12,490(家庭系ごみの量の総計)÷(68,788(人口)×365日)

2 ごみ処理費用の現状と課題

豊明市のごみ処理費用は年間約6億2千万円で、その全額を市税で賄っています。(表3) 市民にとって、ごみ処理経費は、排出量に応じた費用負担ではなく、全て市税で賄っていることは、環境に配慮してごみ減量化に努力している市民に不公平感を生じさせ、削減意欲を削ぐことになりかねません。

また、ごみ処理経費のうち、東部知多衛生組合負担金の一部は、各市町のごみの量によって負担割合が変動します。(表4) 構成市町におけるごみの減量化が進んでいき、本市のごみの減量化が進まない場合は、他の構成市町の負担金がる一方、本市の負担金は上がっていくことになります。

(表3) 平成28年度ごみ処理経費

建設改良費(東部知多分担金)(千円)		224,734
処理及び維持管理費	人件費(千円)	78,046
	処理費(千円)	12,948
	委託費(千円)	246,460
	東部知多分担金(千円)	30,341
	小計	367,795
その他(千円)		28,057
合計(千円)		620,586
市民一人当たりのごみ処理費(円)		9,021

東部知多衛生組合の構成市町との比較

自治体名	豊明市	大府市	東浦町	阿久比町
ごみ処理経費 合計(千円)	620,586	749,534	436,490	335,502
市民一人当たりのごみ処理費(円)	9,021	8,235	8,677	11,694

参考：平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査(愛知県)

※東部知多分担金の合計数値は、し尿処理に係る部分等が含まれていないため、(表4)の額とは一致しません。

(表 4) 東部知多衛生組合負担金の額及び
負担金のうちごみの量によって変動する金額 (H 2 9 実績)

平成 2 9 年度東部知多衛生組合負担金内訳明細表					(単位：千円)
自治体名	大府市	豊明市	東浦町	阿久比町	計
負担金 (全額) (a)	572, 146	400, 192	332, 152	186, 080	1, 490, 570
経常的経費 (ごみ関係) (収集ごみの量等によって変動) : (b)	258, 888	182, 451	142, 595	83, 057	666, 991
負担金以外の歳入 (ごみ関係) (収集ごみの量等によって変動) : (c)	6, 323	4, 456	3, 483	2, 028	16, 290
(b) と (c) の各市町の割合	38. 8%	27. 4%	21. 4%	12. 4%	100%
クリーンセンター施設使用料 (有料ごみ搬入実績により変動) : (d)	71, 105	48, 025	35, 725	17, 415	172, 270
(d) の各市町の割合	41. 3%	27. 9%	20. 7%	10. 1%	100%
負担金 (ごみの量で変動する部分) (b-(c+d)) : (e)	181, 460	129, 970	103, 387	63, 614	478, 431
負担金 (ごみの量で変動しない部分) (a-e)	390, 686	270, 222	228, 765	122, 466	1, 012, 139

3 ごみ減量化施策

3 R (リデュース・リユース・リサイクル) は、ごみ減量に有効な施策で、様々な施策と併せて実施することで、より一層のごみ減量と資源化が進むと考えています。

今後のごみ減量化施策については、平成 3 0 年 5 月 1 4 日付で豊明市環境審議会から受けた答申の内容を踏まえ検討していくこととなります。

答申の内容は、次のとおりです。

(1) 市民、事業者、行政の協働

ごみの排出抑制を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から 3 R (スリーアール) に努める必要がある。

減量化の意識は全体的には高まりつつあるが、個人により温度差があるため、市民の意識改革を更に進めることが重要となる。市民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組んでいくことはもちろんだが、相互に連携し減量化を進める機運を作り出す施策を検討すること。

(2) 市民へのより効果的な啓発の実施

ごみの発生・排出そのものを減らすためには、市民によるごみの分別の更なる徹底が必要となるが、その際に重要な役割を占めるのが、広報活動に代表される啓発活動である。

市も広報とよあけによる特集を掲載するなど、啓発に取り組んでいるが、いくつか

課題がある。

例えば、ごみ出しのルールが守られていない市民や、減量化に取り組んでいない市民など、本当に啓発が必要な市民に伝わっていないのではないか。また、同じ内容だとしても、「転入者」「外国人」「子ども」など、対象者の特性を踏まえた発信に工夫が必要である。特に幼少期にルールを学ぶことは、将来に渡っての成果となるので、重要である。また、広報以外にも、あらゆる方法でPR活動を行うこと。

(3) 食品ロスの削減

食品ロスは、ライフスタイルや事業活動に密接に関係している。これを削減することは、ごみの収集運搬や焼却のために使う化石燃料の使用を削減することができることから、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要がある。

そこで、傷みやすい食材や消費期限・賞味期限の近い食材を使い切るよう啓発活動を実施すること。特に幼少期における環境学習の一環とした啓発事業の一層の充実を図ること。

また、市内飲食店に協力を求めるとともに、関係機関と連携し排出されるごみの減量につなげる施策の検討をすること。

(4) 資源回収品目の徹底等

現在、資源については16種類に分別しているが、ごみの組成調査の結果では、可燃ごみ、不燃ごみ共に対象外のごみが多く混入されており、分別の徹底を更に進める必要がある。

また、先進自治体の状況を確認しながら効果的な資源回収品目となるよう検討すること。

(5) 事業系ごみの適正処理

事業系ごみは家庭系ごみと同様、東部知多クリーンセンターへ搬入していることから、事業系ごみの減量化促進のため、搬入料金の見直しと搬入ごみの調査を徹底するよう東部知多衛生組合を構成する市町と検討すること。

(6) 生ごみ、草木の減量化と資源化

生ごみや庭木等の剪定枝は日常生活における減量化には限界があるものの、先進自治体の状況も確認しながらこれらの減量化と資源化を検討すること。

(7) ごみ処理手数料の有料化の検討

全国の60%超、県内でも35%を超える市町村でごみ処理に手数料を徴収しているが、これはごみ排出量の削減のほか、ごみの排出量に応じた負担の公平性、及びごみ処理経費の負担の軽減といった目標のため行っている。

本市でもごみの減量化は喫緊の課題であり、また、今後東部知多衛生組合におけ

る負担金の増額が見込まれることからなど、ごみ処理手数料の有料化の検討が必要である。

ただし、有料化の実施にあたっては、住民負担を求めることとなるため、先進自治体の有料化による減量効果を十分確認し、その結果をもって実施方法や時期、住民への周知を検討すること。

ごみ処理手数料の有料化については、まずその他の施策によるごみの減量化を進め、その達成状況をふまえてごみ処理手数料の有料化を検討していきます。

(表5)は平成28年度の県内の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量が少ない上位10自治体です。この10市町のうち、ごみ処理手数料の有料化を実施しているのは幸田町、大口町、犬山市及び長久手市になります。

(表5) 県内の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量 (平成28年度)

順位	自治体名	一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日)	順位	自治体名	一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日)
1位	幸田町	408	7位	岩倉市	460
2位	大口町	411	8位	長久手市	473
3位	江南市	436	9位	尾張旭市	482
4位	扶桑町	455	10位	名古屋市	493
5位	犬山市	456	11位	豊明市	497
6位	小牧市	457			

参考：平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

なお、ごみ処理手数料の有料化の基本的事項は、次のとおりです。

ア ごみ処理手数料の有料化とは

「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月環境省。以下「有料化手引き」という。）」によると、「『有料化』とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、『有料化』に該当しない。」と定義されています。

イ ごみ処理手数料の有料化の目的

① ごみを減量し、資源化率を向上させます。

「第3次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」に「地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策として、ごみ処理の有料化は有効」との記述があるなど、ごみ処理手数料の有料化は市民に対してごみ減量化のインセンティブが期

待できます。

② ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します。

家庭系ごみは、直接搬入されるごみを除いて、その収集運搬及び処理に掛かる経費の全額を市税で賄うことにより、無料で行っています。排出量に応じた費用負担ではないために、環境に配慮してごみ減量化に努力している市民に不公平感が生じ、努力している市民の意欲を削ぐリスクを含んでいるとも言えます。

③ ごみ処理経費を削減し、将来の負担を軽減します。

本市は、行財政改革を進めているところであり、ごみ処理経費についても、全て市税で賄うことが適切なのかを検討する時期に来ていると言えます。ごみ処理手数料の有料化は、財政の負担の軽減につながることを期待できます。

ウ ごみ処理手数料の有料化の導入状況

ごみ処理手数料の有料化は、ごみの減量化、負担の公平性の確保、財政負担の軽減が目的として掲げられていますが、それらとともに地球温暖化防止の観点から環境負荷の軽減のための資源化の促進をする必要があります。

ごみ処理手数料の有料化は、全国の60%超、県内の37.0%の市町村が既に導入（表6）しており、ごみの減量や資源化率の向上などに実際に効果が認められています。

（表6）県内市町村のごみ処理手数料の有料化状況（平成30年4月現在）

	団体数	有料化実施団体数	実施率
市	38	15	39.5%
町	14	4	28.6%
村	2	1	50.0%
計	54	20	37.0%

エ ごみ処理手数料の有料化を実施した場合の家庭系ごみの量

ごみ処理手数料の有料化を行った場合のごみ減量効果については、さまざまなデータがありますが、有料化手引きによれば、平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している54自治体を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の、年間の1人当たり可燃ごみ収集量をグラフ化したところ、54自治体中47自治体で1人当たりの収集量が減少しており、「料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。」としています。

4 ごみ減量化目標

(1) 豊明市の状況

東部知多衛生組合の構成市町がごみ処理手数料の有料化やごみの減量施策に力を入れており、他の構成市町の減量化が達成された際の東部知多衛生組合負担金への影響を考えると、本市においても家庭系ごみの減量化に早急に取組む必要があります。このため、ごみの減量化目標を定めてごみの減量化に向けた取り組みを進めていき、達成状況により、ごみ処理手数料の有料化を検討します。

(2) 豊明市のごみ減量化目標

「東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議報告書」では、有料化手引きを引用し、「平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している54自治体を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の、年間の1人当たり可燃ごみ収集量をグラフ化したところ、54件中47件で1人当たりの収集量が減少しており、54件の平均値は、有料化実施前が0.20t/人であるのに対して、有料化3年目は0.16t/人であった。」とし、「有料化を実施している市町村の標準的な料金と同等の料金に設定する場合は、有料化実施2年後で20%の減量効果が期待できます。」としています。（参考資料）

ごみの減量化に効果のある手法として、ごみ処理手数料の有料化があることを考えると、ごみ処理手数料の有料化によって得られる減量効果は、本市におけるごみ減量化目標を定めるうえでも参考になると考えられます。

また、可燃ごみの量が年々増加していることを考えると、特に可燃ごみについての減量化を進めていく必要があります。

このことから、豊明市のごみ減量化目標は、可燃ごみの量を20%減量したうえでの1人1日当たりの家庭系ごみの量（表7）とします。

(表7)

	単位	平成29年度	ごみの減量化目標を達成した場合
家庭系ごみの量	t	12,622	10,301
可燃ごみ	t	11,604	9,283
不燃ごみ	t	409	409
粗大ごみ	t	71	71
直接搬入ごみ	t	538	538
1人1日当たりの量	g	503	410

※家庭系ごみの量は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び直接搬入ごみの合計

1人1日当たりの量は、家庭系ごみの量÷人口（68,816）÷日数（365）

ごみの減量化目標が達成した場合のごみの量は、可燃ごみの量を20%減量化した場合

(4) 実施時期

ごみ減量化目標の達成状況により、有料化の導入を検討する。

ごみ減量化目標を達成するための各年度における中間目標は、(表8)のとおりとなります。

平成32年度(2020年度)の中間目標が達成できない場合及び平成34年度(2022年度)の最終的な減量化目標が達成できない場合には、可燃ごみにおけるごみ処理手数料の有料化を検討します。

また、減量化目標を達成した場合であっても、平成35年度(2023年度)以降、著しくごみの量が増え、それが常態化する場合についても、ごみ処理手数料の有料化を検討することとします。

(表8)

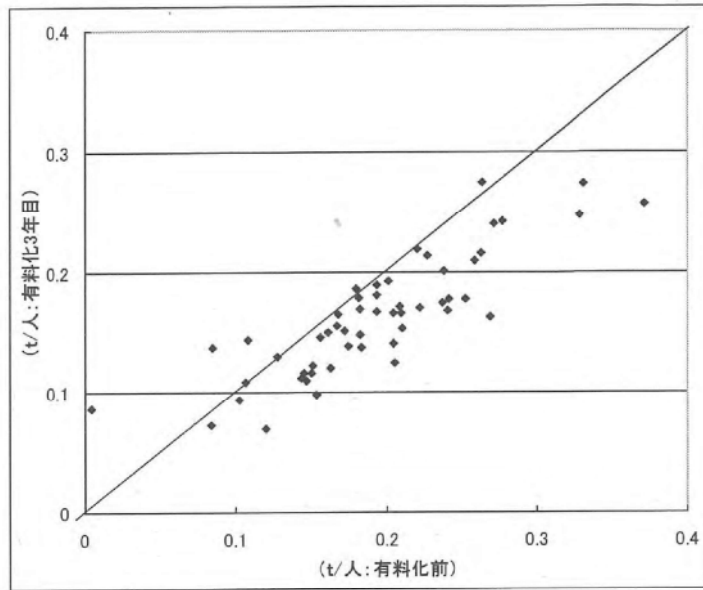
年度	一人一日当たりの家庭系ごみの量(g)	可燃ごみの減量率	
平成29年度	503	—	
平成31年度 (2019年度)	479	5%	
平成32年度 (2020年度)	456	10%	中間目標の達成状況を判断
平成33年度 (2021年度)	433	15%	
平成34年度 (2022年度)	410	20%	最終目標の達成状況を判断

(参考資料)

手数料の料金水準と排出抑制効果

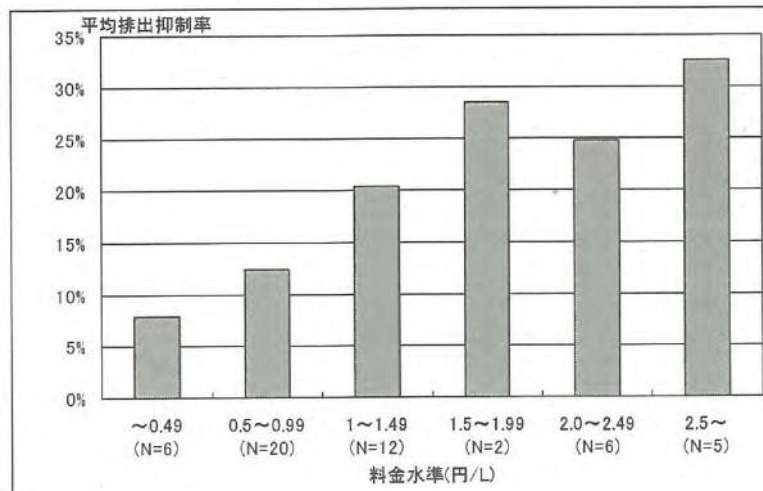
(出典:一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25 年4月)環境省)

平成 17 年度～19 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体 54 件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施 2 年後(有料化 3 年目)の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図 3-2-4 に示す。54 件中 47 件で一人当たりの収集量が減少しており、54 件の平均値は、有料化実施前が 0.20 t/人であるのに対して、有料化 3 年目は 0.16 t/人であった。



家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化 (n=54)

家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率(各手数料水準区分に該当する市町村の排出抑制率の平均)との関係を図 3-2-5 に示す。平均排出抑制率から考察すると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。



可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率